第113回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連　結　注　記　表

個　別　注　記　表

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

平成27年６月４日

いすゞ自動車株式会社

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

⑴	連結子会社の数	80社
⑵	主要な連結子会社の名称	いすゞ自動車販売㈱ いすゞ自動車近畿㈱ いすゞ自動車首都圏㈱ いすゞ モーターズ アメリカ エルエルシー 泰国いすゞ自動車㈱
⑶	連結の範囲の変更	新規設立のため、Isuzu Motors Indochina Limited、長野いすゞ自動車㈱、IMAタイランド Co.,Ltd.及びIsuzu Truck Service Factory (Myanmar) Company Limitedを、連結の範囲に含めている。また、いすゞマレーシア Sdn.Bhd.は、株式の追加取得により持分法適用会社から連結子会社としている。
⑷	主要な非連結子会社の名称	函館いすゞモーター㈱
⑸	連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等の合計額が連結会社の総資産・売上高ならびに当期純損益・利益剰余金(持分相当額)等に占める割合はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を与えないので連結の範囲から除外している。

2．持分法の適用に関する事項

⑴	持分法適用会社の数	61社
⑵	主要な持分法適用会社の名称	
	非連結子会社	大森熱供給㈱
	関連会社	ジェイ・バス㈱
⑶	持分法の適用範囲の変更	㈱広芸インテックは、株式の追加取得に伴い持分法の適用範囲に含めている。また、ディーゼルユニット㈱は、いすゞ・やまとエンジン㈱による吸収合併により持分法適用の子会社から除外しているほか、いすゞマレーシア Sdn.Bhd.は、株式の追加取得により持分法適用の関連会社から連結子会社としている。㈱北栄機工は売却により持分法の範囲から除外している。
⑷	持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称	
	非連結子会社	函館いすゞモーター㈱
	関連会社	鈴木運輸㈱
⑸	持分法を適用しない理由	上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいので、持分法適用の範囲から除外している。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社26社の決算日は、12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。また、国内子会社35社、在外子会社19社の決算日は連結決算日と一致している。

4．会計処理基準に関する事項

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

①連結計算書類作成会社	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
②連結子会社	主として、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑶ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

⑷ 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	主として、定額法。一部、定率法によっている。
②無形固定資産（リース資産を除く）	定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっている。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なおリース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑸ 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。また在外連結子会社は、個別判定で計上している。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施している。

②賞与引当金　　従業員の賞与支給に充てるための引当で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上している。

③製品保証引当金　　製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

a. 為替予約及び通貨オプション
振当処理（要件を満たしていないものを除く）

b. 金利スワップ、金利オプション
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション

b. ヘッジ対象
外貨建債権債務、借入金

③ヘッジ方針

当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用している。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行う。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

⑤その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っている。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間で定額法により償却を行っている。

⑽　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法または定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

5．会計方針の変更

⑴　退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が11,216百万円増加し、利益剰余金が11,169百万円減少している。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

⑵　企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更している。

企業結合会計基準の適用については、企業結合会計基準第58号―２項（４）、連結会計基準第44―5項（４）及び事業分離等会計基準第57―４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ438百万円増加している。また、当連結会計年度末の資本剰余金が8,767百万円減少している。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は8,767百万円減少している。

連結貸借対照表に関する注記

１．担保資産

担保に供している資産

土地	5,864百万円
建物及び構築物	9,655百万円
機械装置及び運搬具	6,780百万円
その他	61百万円

担保付債務

短期借入金	950百万円
長期借入金（含む一年内返済分）	9,891百万円
（内、登記留保に係る債務が3,680百万円含まれている）	

２．有形固定資産の減価償却累計額　806,533百万円

3．保証債務

㈱シンコー	53百万円
従業員住宅借入金	35百万円
シティカードジャパン㈱	31百万円
計	119百万円

4．事業用土地の再評価

親会社及び一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日　法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っている。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、65,456百万円である。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数

普通株式　848,422,669株

（注）平成26年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施している。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,168	6円00銭	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	利益剰余金	11,749	7円00銭	平成26年９月30日	平成26年11月28日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,335	16円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月29日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社では、資金運用については預金の一部に限定し、また、資金調達については、主に銀行から借入を行っている。受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクに関しては、当社の経理規程に従い、常に取引先に対する債権残高に注意をしている。投資有価証券は主に資本関係を有する企業の株式であり、当社の有価証券に関する規程に従い、時価を管理している。デリバティブは、将来の市場価格の変動に対するリスクを回避するために、外貨建債権債務及び借入金の範囲で利用している。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
⑴ 現金及び預金	339,747	339,747	－
⑵ 受取手形及び売掛金	250,137	250,137	－
⑶ リース債権及びリース投資資産	44,141	44,229	87
⑷ 投資有価証券その他有価証券	71,116	71,116	－
⑸ 支払手形及び買掛金	(332,092)	(332,092)	－
⑹ 電子記録債務	(21,072)	(21,072)	－
⑺ 短期借入金	(27,974)	(27,974)	－
⑻ 未払費用	(47,003)	(47,003)	－
⑼ 長期借入金（※2）	(189,964)	(190,248)	(284)
⑽ デリバティブ取引（※3）	73	73	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示している。

(※2)長期借入金については、一年内返済予定の長期借入金も含めて示している。

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、ならびに⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑶　リース債権及びリース投資資産

一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

⑷　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

⑸　支払手形及び買掛金、⑹　電子記録債務、⑺　短期借入金ならびに⑻　未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑼　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定している。

⑽　デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記⑼参照）

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載している。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額6,170百万円）、非連結子会社及び関連会社に対するもの（連結貸借対照表計上額79,985百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷　投資有価証券　その他有価証券」には含めていない。

賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性がないため省略した。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	905円35銭
１株当たり当期純利益	139円34銭

（注）平成26年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施している。

当連結会計年度の期首に当該併合が行われたと仮定し、期末発行済株式数、期末自己株式数及び期中平均株式数を算定している。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計処理基準に関する事項

１．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法（一部について評価減を行っている）

⑵　その他有価証券

①時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの　　移動平均法による原価法

２．デリバティブの評価基準及び評価方法　　時価法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

４．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法。なお､取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却している。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっている。

⑶　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

５．重要な引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金　　従業員の賞与支給に充てるための引当で、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上している。

⑶　製品保証引当金　　製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

⑷　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させ

る方法については、給付算定式基準によっている。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

６．重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

７．重要なヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法	a.為替予約及び通貨オプション 振当処理（要件を満たしていないものを除く） b.金利スワップ、金利オプション 繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象	a.ヘッジ手段 金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション b.ヘッジ対象 外貨建債権債務、借入金
⑶　ヘッジ方針	当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用している。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行う。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。
⑸　その他	当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っている。

８．繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理する方法を採用している。

9．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。
⑵ 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

１０．会計方針の変更

⑴ 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が10,786百万円増加し、繰越利益剰余金が10,786百万円減少している。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

⑵ 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更した。また、当事業年度の期首以後に実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57号－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

この会計方針の変更による当事業年度の影響はない。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	451,154百万円

2．保証債務

シティーカードジャパン㈱	31百万円
従業員住宅借入金	35百万円

3．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	123,697百万円
長期金銭債権	4,170百万円
短期金銭債務	76,585百万円
長期金銭債務	323百万円

4．事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日　法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っている。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、63,022百万円である。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	556,987百万円
仕入高	272,727百万円
営業取引以外の取引高	14,676百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類と数

普通株式	14,939,274株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
未払費用見積計上	5,982百万円
賞与引当金	3,053百万円
未払事業税	802百万円
たな卸資産評価減	1,323百万円
その他	3,252百万円
評価性引当額	△2,144百万円
繰延税金資産（流動資産）合計	12,270百万円
繰延税金負債（流動負債）	
繰延ヘッジ損益	56百万円
受取配当金	285百万円
繰延税金負債（流動負債）合計	342百万円
繰延税金資産（流動資産）の純額	11,927百万円
繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金	18,421百万円
投資評価減	10,095百万円
その他	3,051百万円
評価性引当額	△13,147百万円
繰延税金資産（固定資産）合計	18,421百万円
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	9,750百万円
繰延税金負債（固定負債）合計	9,750百万円
繰延税金資産（固定資産）の純額	8,670百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
評価性引当額の増減等	△9.9%
外国源泉税額	3.9%
受取配当益金不算入	△5.1%
税額控除	△12.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.2%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年　法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年　法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については32.2%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,938百万円減少し、法人税等調整額が2,953百万円、その他有価証券評価差額金が1,010百万円、それぞれ増加している。

また、再評価に係る繰延税金負債は4,511百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の所有・被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注2）	科目	期末残高（百万円）
いすゞ自動車販売㈱	直接 75%	製品の販売	車両・部品の販売（注1）	413,407	売掛金 未払費用	77,231 10,307
いすゞｵｰｽﾄﾗﾘｱﾘﾐﾃｯﾄﾞ	直接 100%	製品の販売	車両・部品の販売（注1）	36,933	売掛金	9,897

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、一般の取引と同様に決定している。

(注2)取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	562円36銭
１株当たり当期純利益	79円83銭

（注）平成26年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施している。
当事業年度の期首に当該併合が行われたと仮定し、期末発行済株式数、期末自己株式数及び期中平均株式数を算定している。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

以　上